

1. 議事日程（平成29年第1回北広島町議会臨時会）

平成29年3月21日
午前10時開会
於 議 場

		仮議席の指定
日 程 第 1		議長の選挙
日 程 第 2		議席の指定
日 程 第 3		会議録署名議員の指名
日 程 第 4		会期の決定について
日 程 第 5		副議長の選挙
追加日程第1		議席の一部変更について
日 程 第 6		常任委員会委員の選任について
日 程 第 7		議会運営委員会委員の選任について
日 程 第 8		議会広報特別委員会の設置について
追加日程第2		閉会中の継続審査の申し出について
日 程 第 9		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日 程 第 10		芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
日 程 第 11		山県郡西部衛生組合議会議員の選挙
日 程 第 12		北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日 程 第 13		町長就任あいさつ
日 程 第 14	報告第1号	専決処分の報告について (訴えの提起について)
日 程 第 15	報告第2号	専決処分の報告について (事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日 程 第 16	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (物品供給契約の変更契約を締結することについて)
日 程 第 17	議案第29号	北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日 程 第 18	議案第30号	北広島町税条例等の一部を改正する条例
日 程 第 19	議案第31号	北広島町簡易水道事業を北広島町水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例
日 程 第 20	議案第32号	北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
日 程 第 21	議案第33号	北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日 程 第 22	議案第34号	北広島町情報基盤整備事業基金条例を廃止する条例
日 程 第 23	議案第35号	指定管理者の指定について
日 程 第 24	議案第36号	町道の路線の変更について
日 程 第 25	議案第37号	工事請負契約の締結について (北広島町立千代田中学校体育館大規模改修工事)
日 程 第 26	議案第38号	財産の無償譲渡について

- 日程第27 議案第39号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第40号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第41号 平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第42号 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第43号 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第44号 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第45号 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第46号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第47号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第48号 平成28年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第49号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第38 同意第2号 副町長の選任の同意について
- 日程第39 同意第3号 監査委員の選任の同意について
- 日程第40 同意第4号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 多川信之
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 西村豊	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 藤浦直人	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 浅黄隆文
消防長 田辺弘司	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦

会計管理者 畑 田 朱 美 国土調査事務所長 林 秀 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（松浦 誠） おはようございます。このたびの臨時会は、北広島町議会議員選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。真倉議員をご紹介します。真倉議員、議長席にご着席ください。

○臨時議長（真倉和之） ただいまご紹介をいただきました真倉です。地方自治法第107条の規定により、議長が決定するまでの間、臨時に議長の職務を行います。円滑に議事が進行できますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。本日の会議の日程はお手元に配付しましたとおりです。ここで議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席の議席は、ただいま着席の議席といたします。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 03分 休 憩

午前 10時 29分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議長の選挙

○臨時議長（真倉和之） 再開し、会議を続けます。日程第1、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は16名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、室坂議員及び2番、美濃議員を指名いたします。投票用紙を配ります。（事務局長、投票用紙の配布）

○臨時議長（真倉和之） 念のため申し上げます。投票は、単記・無記名です。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。次に、投票箱を点検いたします。（事務局長、投票箱を議員席・臨時議長席へ開示）異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事

務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

- 議会事務局長（松浦 誠） 1番、室坂議員、2番、美濃議員、4番、湊議員、5番、敷本議員、6番、森脇議員、7番、宮本議員、8番、山形議員、9番、亀岡議員、10番、伊藤久幸議員、11番、浜田議員、12番、服部議員、13番、伊藤淳議員、14番、中田議員、15番、大林議員、16番、梅尾議員。3番、真倉議員。
- 臨時議長（真倉和之） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。それでは開票を行います。1番、室坂議員、2番、美濃議員、立ち会いをお願いいたします。
- 臨時議長（真倉和之） 開票してください。（事務局が開票、立会人が確認）
- 臨時議長（真倉和之） 選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、有効投票16票、無効はゼロ票であります。有効投票のうち伊藤議員11票、真倉議員3票、梅尾議員2票。以上のとおりです。この選挙の法定投票数は4票です。従って、伊藤久幸議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま議長に当選されました伊藤議員へ会議規則第33条第2項により当選の告知を行います。ここで伊藤議員の発言を許します。
- 仮10番（伊藤久幸） ただいま議長を拝命いたしました伊藤久幸でございます。改めて責任の重大さを痛感し、先ほど述べました基本方針を念頭において議長という職責を全ういたします。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（真倉和之） 以上で臨時議長の職務は終了いたしました。議長と議長席を交代します。各議員のご協力ありがとうございました。暫時休憩をいたします。10時55分から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 46分 休 憩

（議長席の交代）

午前 10時 55分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議席の指定

- 議長（伊藤久幸） 休憩前に引き続き再開いたします。日程第2、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。議席は、ただいまの着席しておられる席といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員

は、会議規則第127条の規定により3番、真倉議員、4番、湊議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 会期の決定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第4、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日から3月23日までの3日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って会期は、本日から3月23日までの3日間と決定いたしました。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休 憩

午前 11時 16分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 副議長の選挙

- 議長（伊藤久幸） 再開し、会議を続けます。日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は16名です。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、敷本議員、6番、森脇議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記の無記名です。（事務局長、投票用紙の配布）
- 議長（伊藤久幸） 投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱の点検を行います。（事務局長 投票箱を議員席・議長席へ開示）異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。
- 議会事務局長（松浦 誠） 1番、室坂議員、2番、美濃議員、3番、真倉議員、4番、湊議員、5番、敷本議員、6番、森脇議員、7番、宮本議員、8番、山形議員、9番、亀岡議員、11番、浜田議員、12番、服部議員、13番、伊藤淳議員、14番、中田議員、15番、大林議員、16番、梅尾議員。10番、伊藤久幸議員。
- 議長（伊藤久幸） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。開票を行います。5番、敷本議員、6番、森脇議員、立ち会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（事務局長が開票、立会人が確認）
- 議長（伊藤久幸） 選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、有効投票16票、無効投票

ゼロです。有効投票のうち浜田議員 9 票、大林議員 4 票、中田議員 3 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。従って、浜田議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま副議長に当選されました浜田議員へ会議規則第 33 条第 2 項により、当選の告知をいたします。ここで浜田議員の発言を許します。

- 11 番（浜田芳晴） ただいま当選させていただいた浜田でございます。伊藤議員が言われたようなこと、私が言ったようなこと、議員各位がそれぞれ持っておられる価値観を前面に出しながら議会活動をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。
- 議長（伊藤久幸） お諮りします。議長、副議長の決定により議席の一部変更を行いたいと思っております。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第 1 議席の一部変更について

- 議長（伊藤久幸） 追加日程第 1、議席の一部変更についてを議題とします。議長、副議長の決定に伴い、議席の一部変更を行います。現在の 1 番議席、室坂議員が 11 番席、11 番席の浜田議員が 1 番席に、現在の 16 番席、梅尾議員が 10 番席、10 番席の伊藤久幸議員が 16 番席、以上のとおり、議席の一部変更を行います。暫時休憩をいたします。1 時半に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 40 分 休 憩
(該当議員の議席移動)
午後 1 時 30 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 6 常任委員会委員の選任について

- 議長（伊藤久幸） 休憩を終わり、再開いたします。日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。総務常任委員会、森脇議員、亀岡議員、梅尾議員、服部議員、中田議員。文教厚生常任委員会、敷本議員、山形議員、室坂議員、伊藤淳議員、大林議員。産業建設常任委員会、美濃議員、真倉議員、湊議員、宮本議員、浜田議員。以上のとおり、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、それぞれ指名したいと思います。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、ただいま指名をした方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

- 議長（伊藤久幸） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、中田議員、大林議員、宮本議員、浜田議員、梅尾議員、敷本議員、美濃議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、ただいま指名した方を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議会広報特別委員会の設置について

- 議長（伊藤久幸） 日程第8、議会広報特別委員会の設置について議題といたします。お諮りします。議会広報の発行に関し、委員会条例第5条の規定により、議会広報特別委員会を設置したいと思えます。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。なお、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、湊議員、敷本議員、山形議員、亀岡議員、室坂議員、服部議員、伊藤淳議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、ただいま指名いたしました委員7名による議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 33分 休 憩

午後 1時 34分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 休憩を終わり、再開いたします。日程に入るに先立ち、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。総務常任委員会委員長、中田議員、副委員長、服部議員、文教厚生常任委員会委員長、大林議員、副委員長、山形議員、産業建設常任委員会委員長に宮本議員、副委員長、湊議員、議会運営委員会委員長、梅尾議員、副委員長、美濃議員、議会広報特別委員会委員長、亀岡議員、副委員長、伊藤淳議員。以上のとおりでございます。お諮りします。先ほど報告い

たしました各委員会委員長より、会議規則第75条の規定により、各委員会所管事務につきまして、閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、追加日程第2として、各委員会委員長より申し出のありました閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（伊藤久幸） 追加日程第2、閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。各委員会委員長より申し出のありました各委員会の所管事務について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、各委員会委員長より申し出のありました閉会中の継続審査の申し出については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 議長（伊藤久幸） 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名については、議長による指名としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定しました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に大林議員を指名いたします。大林議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に大林議員が当選されました。大林議員には、会議規則第33条第2項により、当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

- 議長（伊藤久幸） 日程第10、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長による指名としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定しました。芸北広域環境施設組合議会議員に美濃議員、中田議員、伊藤久幸議員を指名いたします。芸北広域環境施設組合議会議員に美濃議員、中田議員、伊藤久幸議員を当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、芸北広域環境施設組合議会議員に美濃議員、中田議員、伊藤久幸議員が当選されました。会議規則第33条第2項により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 山県郡西部衛生組合議員の選挙

- 議長（伊藤久幸） 日程第11、山県郡西部衛生組合議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長による指名としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定しました。山県郡西部衛生組合議会議員に宮本議員、亀岡議員を指名いたします。山県郡西部衛生組合議会議員に宮本議員、亀岡議員を当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、山県郡西部衛生組合議会議員に宮本議員、亀岡議員が当選されました。会議規則第33条第2項により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長による指名としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定しました。北広島町選挙管理委員会委員に川内信忠さん、鈴木雄子さん、藤田國男さん、福長眞子さんを指名します。ただいま指名をいたしました方を北広島町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、川内信忠さん、鈴木雄子さん、藤田國男さん、福長眞子さんが北広島町選挙管理委員会委員に当選されました。次に、北広島町選挙管理委員会補充員には、第1順位、山根加寿美さん、第2順位、的場房美さん、第3順位、山根秀紀さん、第4順位、市場義行さんを指名いたします。ただいま指名をいたしました方を北広島町選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、第1順位、山根加寿美さん、第2順位、的場房美さん、第3順位、山根秀紀さん、第4順位、市場義行さんが北広島町選挙管理委員会補充

員に当選されました。次の日程からは、説明員の出席を求めて行います。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 43分 休憩  
(説明員の入場)  
午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 町長就任あいさつ

○議長（伊藤久幸） 再開いたします。日程第13、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 今回の町長選挙では、町民の皆さんの温かいご支援をいただき、当選をさせていただき、2期目のスタートを切ることができました。町民の皆様への負託に応えるために全力で努力をしておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。これまで取り組んできた多くの施策、事業を検証し、今後進めてまいりたいと考えております。また、これからのまちづくりの土台となる本町の憲法ともいべき北広島町まちづくり基本条例、そして10年間のまちづくりの指針となる第2次北広島町長期総合計画をこの2月に策定いたしました。これらの基本となる考え方は、町民の皆さんとの協働のまちづくり、そして人づくりを大切にしていこうということであり、これから着実にこれらを実行に移し、軌道に乗せてまいりたいと考えております。協働のまちづくりの取り組みとしては、元気づくり推進事業、農山村体験推進事業、ふるさと夢プロジェクトなどがあり、町民の皆さんの参加・参画があつて初めて成り立つものであります。今後は、これらをさらに充実させ、地域に根差した持続可能なものとしていきたいと考えております。また、さらに地域ごと、旧小学校区単位程度を想定しておりますが、この地域の活性化ビジョン、計画づくりと実践活動への支援を進めてまいります。できれば、農業の取り組みとあわせての計画ができればと考えております。これからのまちづくりは、これまでのような全体の画一的な行政サービスだけではなく、住民や地域の自発性に基づいた活動を支援し、活性化していかなければなりません。そして、地域社会が抱える課題の解決や地域の実情に応じたまちづくりなどに、住民の皆さんと町が協働で取り組んでいくことが大切だと考えます。私は、これからの時代は、農村地域が光り輝く時代が来る可能性も大きいのではないかと考えております。現に、若者を中心に田園回帰傾向が大きくなってきております。人口減少が進み、低経済成長、成熟化社会を迎えている今日、精神的豊かさや生活の質の向上を最優先させるような社会が求められてきているのだと考えております。そうした新しいライフスタイルや人間らしい生活がこの農村に求められているのではないかと思います。私たちは誇りを持って、農村らしさを守り、都市住民とそれを共有していくことが農村の役割でもあると感じております。農家民泊や伝統芸能などもそうした取り組みの一つであると考えています。地域に根差したこうした活動こそが持続可能なものとなり、真に地域の活性化につながっていくものと確信をしております。希望を持って進めていくことが大切だと考えます。

特に新しく具体的に取り組んでいくことを3点掲げております。1点目は、担い手大学の設置であります。これから将来の北広島町を考えると、未来を担ってくれる人が一番大切だと考えます。地域に根づき、未来を担う人づくりの取り組みの一つと考えています。分野としては、農業、林業、商業、そしてまちづくりの地域リーダーの育成など、要望の強いものから始め、役に立つものにしていきたいと考えております。2点目が耕作放棄地の発生防止であります。農業の担い手が高齢化している中で、平成30年度から米政策が大きく変わり、補助金カット、生産調整制度の廃止などが予定されております。このままでは、耕作放棄地のさらなる発生が予測されます。法人間及び大型農家間などの連携や広域化、地域の実情に合った新たな農地の受け皿組織の検討を行い、耕作放棄地の発生防止に向けて取り組んでまいります。3点目は、生活交通の確保、ホープタクシーの関係であります。北広島町のように広い面積を抱え、高齢化が進む中、利用しやすいホープタクシーのあり方を見出していかなければなりません。平成29年度中には料金も含め、結論を出していく予定であります。もっと利用しやすいものにしていきたいと考えております。人口、経済が縮小するという、これまでに経験したことのない時代の中で、また、財政規模が縮小する中で、多くの課題解決に挑戦していかなければなりません。そのためには、協働のまちづくり、住民自治という基本的な考え方を持って、持続可能なまちづくりを目指し、地域内経済循環の仕組みづくり、地域ごとの活性化ビジョン、計画づくりへの支援を進めてまいります。私は、取り巻く環境が大きく変わろうとしている今日、過去の成功事例は、必ずしも通用しない時代であると思います。新しいことにも失敗を恐れず、積極的に挑戦していかなければなりません。私も原点に戻り、全力で努力してまいります。まちづくり基本条例で謳っているように、民主的なまちづくり、町民と行政がともに力を合わせ、一緒になってつくっていく協働のまちづくりを全力で進めてまいります。町民の皆さんに寄り添い、町民の皆さんとともに力を合わせ、さらに明るく元気なまちづくりを目指し、すばらしい北広島町を未来につなげてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（伊藤久幸） 以上で終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第1号 専決処分の報告について及び

日程第15 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第14、報告第1号、専決処分の報告について及び日程第15、報告第2号、専決処分の報告についてまでの2件の報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第1号及び報告第2号について一括して概要を申し上げます。議案集1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町営住宅の明け渡し及び滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。3ページをお願いします。報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細については各担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 報告第1号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書1ページ及び2ページをご覧ください。報告第1号は、訴えの提起についての専決処分の報告でございます。支払いを請求する額が60万円以下の場合には、町長専決処分についての指定、平成26年9月25日議決、第4で、町長において専決処分の委任がされております。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書2ページ、専決処分第1号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分書について説明させていただきます。議案書は2ページでございます。訴訟の内容は、住宅の明け渡しと滞納使用料の請求でございます。項目1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。項目2、明け渡しを求める住宅の名称は、新宮団地でございます。項目3、滞納使用料は、平成27年11月から平成29年1月使用分で8万5500円となっております。項目4、請求の内容でございますが、これまで債務者に対し、明け渡しの請求を行ってきておりますが、連絡を拒否され、折衝ができない状態が続いております。不在になった時期から滞納が始まり、滞納使用料について支払いに応じない場合は、賃貸借契約を解除する旨の通知を行いましたが、納付や意思表示もないため、平成29年1月31日付で賃貸借契約を解除いたしました。しかし、住宅には家財が多数残されている状況であるため、住宅の明け渡しと滞納使用料を請求する訴えを提起するため、平成29年2月15日専決処分を行いました。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 手続を経ながらしておられるということではありますが、29年の1月の31日に一応そこまでの滞納額は清算になるというふうに理解をするわけではありますが、これから先に、中に入っている家財の撤去をするにつけては、それなりの手続経ながら処分していくということが必要だろうというふうに思うんですが、そのところ、もう少し詳しくお伝えしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 家財の処分、本人の承諾を得たいわけですが、それなりの返答がこれまでございませんでした。ということで、今回訴訟に移りまして、その中で判決をいただいて、それで執行させていただくというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） それでは報告第2号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書は3及び4ページでございます。報告第2号は、和解及び損害賠償額についての専決処分の報告でございます。和解及び損害賠償の額が50万円以下の場合には、町長専決処分の指定、第2及び第3項で、町長において専決処分の委任がされております。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書4ページ、専決処分第3号のとおり、平成29年2月28日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分書についての説明をさせていただきます。項目1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。項目2、事故の概要は、平成29年1月21日午後8時ごろ、自宅車庫に車を入れるため、自宅前農道で一度前進して、車を真っすぐにしようとしたところ、突然道路が陥没し、フロントタイヤがはまり、シャーシに傷がついたものでございます。項目3、和解内容、1、町は相手方に対し、損害賠償として3万7130円の支払義務があることを認め、

これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2項目でございます。項目4、損害賠償額は3万7130円で、内訳は、フロントバンパー等修繕費でございます。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告終わります。質疑ございますか。質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第16、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第1号について概要を申し上げます。議案集5ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、物品供給契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細については、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 議案書の6ページをご覧ください。専決処分第2号でございます。この件については、平成28年9月26日可決していただきました小型動力ポンプ付四輪駆動消防車シングルキャビンの契約について、艤装を請け負ってる業者にインフルエンザによる出社自粛等が重なり、専門員が不足するなどの不測の事態が生じたため、納入期限を平成29年3月10日から平成29年3月27日に変更するものです。本来、臨時議会で承認をしていただくべきではありますが、選挙告示前であり、時間的余裕がなく、やむを得ないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、変更契約を専決処分とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。本件については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第29号 北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例から

#### 日程第22 議案第34号 北広島町情報基盤整備事業基金条例を廃止する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第17、議案第29号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第22、議案第34号、北広島町情報基盤整備事業基金条例を廃止する条例までの6議案を一括議題とします。以上、6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第29号から議案第34号について一括して概要を申し上げます。議案集7ページをお願いします。議案第29号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部改正につい

て町議会に提案するものです。11ページをお願いします。議案第30号、北広島町税条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、平成28年税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、北広島町税条例の所要の改正について町議会に提案するものです。69ページをお願いします。議案第31号、北広島町簡易水道事業を北広島町水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例について説明します。本案は、北広島町簡易水道事業を北広島町水道事業へ統合することに伴い、関係する条例の一部改正及び廃止について町議会に提案するものです。82ページをお願いします。議案第32号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、南方屋内運動場の使用料に単位をつけるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。84ページをお願いします。議案第33号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町多目的研修集会施設亀山振興センターを亀山積徳会へ無償譲渡するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。86ページをお願いします。議案第34号、北広島町情報基盤整備事業基金条例を廃止する条例について説明します。本案は、北広島町情報基盤整備事業基金の基金残高が減少し、今後増加する見込みがなく、基金の設置目的である北広島町情報基盤整備事業の財政運営健全化のために活用できる見込みがないため、条例廃止について町議会に提案するものです。以上、詳細については各担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第29号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案集7ページをお開きください。この条例の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うものでございますが、主には番号法第26条が追加されたことにより、それ以降の条が1条ずつ繰り下げが行われております。このため条例の条ずれ等を改正するために議会に提案をするものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 議案第30号の北広島町税条例等の一部改正の内容につきまして、税務課からご説明を申し上げます。今回の改正は、平成28年11月28日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。議案集は11ページからとなっておりますが、お配りしておりますお手元の税務課資料により説明をさせていただきます。本改正は、主に消費税率の引き上げ時期が平成31年10月に変更になったことに伴う地方税制の改正に関するもので、平成29年4月から消費税が引き上げられることを前提に改正しております町税条例の一部改正を改正するものでございます。この表の項目は、左から改正条、改正の概要、議案集のページとなっております。今回の改正は、大きく3条に分けて改正しております。それでは、まず第1条による改正からご説明を申し上げます。1番としまして、第36条の2、この条は、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する規定の整備でございます。2番、附則第7条の3の2、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長でございます。平成31年までとなっていたものを平成33年までの居住年とするものでございます。大きい条立てで、第2条による改正、3番、附則第16条、軽自動車税のグリーン化特例につきまして1年延長する規定の整備となります。4番、そのほかにつ

きまして、町県民税法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う変更でございます。施行期日は、平成29年4月からとなっていたものを平成31年10月1日に変更するものでございます。また、軽自動車税種別割に関する適用年度の変更は、平成29年度から平成32年度に変更になります。大きい条立てで、第3条による改正、こちらは平成28年北広島町税条例第42号の一部改正でございます。こちらは、前条ともに軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う変更でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第31号、北広島町簡易水道事業を北広島町水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例案について上下水道課からご説明を申し上げます。議案集は69ページから81ページでございます。現在、北広島町の水道事業は、計画給水人口が7000人の旧千代田町中心部を給水エリアとする北広島町水道事業と計画給水人口が5000人以下の旧4町それぞれの簡易水道事業が併存をしております。水道事業と簡易水道事業の違いは、計画給水人口が5001人以上が水道事業、5000人以下が簡易水道事業でございます。国は、1つの自治体に1つの水道事業のスローガンのもと、全国的に組織再編、広域化を進めており、広島県においても今年度限りで多くの市町が簡易水道を水道事業へ統合します。北広島町においても平成26年度から準備を開始し、平成29年4月1日から水道事業に一本化するよう事務を進めてまいりました。この条例案は、簡水統合に向けた総仕上げで、関係する5本の条例を一部改正し、3本の条例を廃止するものですが、会計を統合するのみであって、水をお使いのお客様には、この条例改正による影響はございません。それでは具体的な中身でございます。80ページをお願いします。第6条、ここの(1)(2)(3)で、簡水設置条例と簡水給水条例、簡水事業財政調整基金条例を廃止をします。それでは69ページにお戻りください。第1条、北広島町水道事業の設置に関する条例に簡易水道の給水区域を追加、給水人口と1日最大給水量を増加修正をします。70ページ、第2条、北広島町給水条例の一部改正、これは水道法改正による字句修正をして、この際整理をします。75ページ、第3条、資格基準に関する条例がございますけれども、この一部改正は、簡易水道に関する規定を削除するものでございます。78ページ、第4条、特別会計条例の一部改正でございます。これは簡易水道特別会計を廃止するものです。簡易水道特別会計は、来る3月31日をもって打ち切り決算となり、全ての債権債務、資産は水道事業会計に29年4月1日に引き継がれます。78ページ、第5条、新庄集落センター設置条例の一部改正は、簡易水道料金の字句を水道料金に字句修正をするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 議案第32号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集82ページでございます。さきの2月議会で議決をいただきました本条例につきまして、施行日は29年4月1日でございますけれども、南方屋内運動場の料金につきまして、その単位が抜けておりました。1日当たりというのをここへつけ加えさせていただくということで、条例の一部を改正する条例ということでございます。まことに申しわけございません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 芸北支所長。

- 芸北支所長（成瀬哲彦） 議案第33号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、芸北支所からご説明を申し上げます。議案集84ページをご覧ください。北広島町多目的研修集会施設亀山振興センターを亀山積徳会へ無償譲渡するため、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例、別表第3条関係の亀山振興センター、北広島町荒神原1272番地を削除する議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 議案第34号、北広島町情報基盤整備事業基金条例を廃止する条例についてご説明をいたします。北広島町情報基盤整備事業は、当初、消費税の還付金、芯線の貸付料によりまして基金の創設を行っておりましたが、基金残高の減少、今後、基金の増加の見込みがないことから、平成29年3月末日をもって基金を廃止するため条例を議会に提案するものでございます。ご審議をよろしくお願いをいたします。
- 議長（伊藤久幸） 以上をもって提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第35号 指定管理者の指定についてから

日程第26 議案第38号 財産の無償譲渡について

- 議長（伊藤久幸） 日程第23、議案第35号、指定管理者の指定についてから、日程第26、議案第38号、財産の無償譲渡についてまでの4件を一括議題とします。以上4件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第35号から議案第38号について一括して概要を申し上げます。議案集88ページをお願いします。議案第35号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。90ページをお願いします。議案第36号、町道の路線の変更について説明します。本案は、県道芸北大朝線の道路改良に伴い、町道の一部について、起点・終点の変更が生じたため、路線を変更することについて町議会の議決を求めるものです。92ページをお願いします。議案第37号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町立千代田中学校体育館大規模改修工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。94ページをお願いします。議案第38号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上詳細については、各担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 議案第35号、指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案集は88ページでございます。2件でございます。まず、公の施設の名称、北広島町情報通信施設きたひろネット事業、きたひろネットセンターでございます。所在は、北広島町有田1234

番地、指定管理者となる団体、名称、富士通ネットワークソリューションズ株式会社、代表者、中国支店長悦喜昌弘、所在、広島市中区紙屋町1-2-22、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間でございます。2件目でございます。南方屋内運動場、北広島町南方1918番地、指定管理者となる団体、南方地区振興協議会、代表者、会長、藤田雄二、所在、北広島町南方1939番地1、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間でございます。ご審議をよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 議案第36号、町道の路線変更について建設課からご説明申し上げます。議案集は90ページでございます。いずれの路線も大朝地域内の県道芸北大朝線の道路改良に伴い、町道との接続箇所の線形変更により起点及び終点を変更するものでございます。お配りしております議案第36号、資料1及び2とあわせてご覧ください。路線番号12011番地、吉渡線につきましては、資料1のとおり、県道線形が変更になったことにより、終点が移動したものでございます。これにより終点の所在地の変更及び延長が641.8mから80m減少し、561.8mとなるものでございます。次に、路線番号22022番、大朝宮迫線でございます。資料2をご覧ください。こちらは、町道の線形が変更になったことにより、起点が移動したものでございます。これにより起点の所在地の変更及び延長が1901.2mから29m増加し、1930.2mとなるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議案集92ページをお願いします。議案第37号、工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。1、工事名、北広島町立千代田中学校体育館大規模改修工事、2、工事場所、北広島町古保利450番地、3、工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成30年1月15日まで、4、請負金額2億7475万2000円、5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、取締役支店長、小泉義則、工事請負契約を締結することについて、町議会の議決を求めるものでございます。ご審議をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 議案第38号、財産の無償譲渡につきまして、芸北支所からご説明申し上げます。議案集94ページをご覧ください。無償譲渡の財産の表示、所在、広島県山県郡北広島町荒神原1272番地の1、種別、建物、名称、亀山振興センター、構造、木造2階建て、延べ床面積272.31㎡、2、譲渡先、広島県山県郡北広島町荒神原1272番地の1、亀山積徳会、代表、本家憲則。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、4件については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩いたします。3時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 47分 休憩

午後 3時 00分 再開



日程第 27 議案第 39 号 平成 28 年度北広島町一般会計補正予算（第 6 号）から

日程第 37 議案第 49 号 平成 28 年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第 2 号）

- 議長（伊藤久幸） 再開します。日程第 27、議案第 39 号、平成 28 年度北広島町一般会計補正予算第 6 号から、日程第 37、議案第 49 号、平成 28 年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第 2 号までの 11 件を一括議題とします。以上、11 件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第 39 号から議案第 49 号について、一括して概要を申し上げます。別冊の平成 28 年度予算書をお願いします。議案第 39 号、平成 28 年度北広島町一般会計補正予算第 6 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7000 万円を追加し、予算の総額を 161 億 9000 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の第 2 次補正予算採択に伴うどんぐり荘改修事業の追加や事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費補正は、第 2 表に、事業別に追加 18 事業、変更 1 件を。債務負担行為補正は第 3 表に追加 1 件を、また、地方債補正は第 4 表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第 40 号、平成 28 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2600 万円を追加し、予算の総額を 24 億 7400 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般被保険者療養給付費の追加、保険財政共同安定化事業拠出金など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 41 号、平成 28 年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2000 万円を減額し、予算の総額を 7 億円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、下水道新設事業費や浄化センター管理費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 42 号、平成 28 年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 600 万円を減額し、予算の総額を 3 億 6700 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、処理場の管理費の精算ほか事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 43 号、平成 28 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 4 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 900 万円を減額し、予算の総額を 29 億 1500 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設介護、居宅介護サービス給付費の事業精査に伴う決算見込みによる補正などを行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 44 号、平成 28 年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 500 万円を減額し、予算の総額を 4 億 800 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理費の精算に伴う決算見込みなどによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第 45 号、平成 28 年度北広島町診療所特別会計補正予算第 3 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 110 万円を減額し、予算の総額を 1 億 9060 万円とするものです。また、2 表で地方債の補正を行っております。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行

っております。次の仕切りをお願いします。議案第46号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、予算の総額を6億920万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理費の精算ほか決算見込みによる補正を行っております。また、第2表に債務負担行為の追加を1件行っております。次の仕切りをお願いします。議案第47号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、予算の総額を2億7300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険料等負担金の決算見込みによる補正を行っております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第48号、平成28年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額に588万1000円を追加し、収入予定額を1億9373万5000円とし、収益的支出において、既決の支出予定額から1425万1000円を減額し、支出予定額を1億3863万7000円とし、資本的収入において、既決の収入予定額から4410万円を減額し、収入予定額を1億693万6000円とし、資本的支出予定額から4230万円を減額し、1億5733万8000円とするものです。第4条で、壬生浄水場取水施設及び浄水施設増設事業について、工事費及び施工監理業務の債務負担行為の補正を、また第5条で、企業債の限度額1億4500万円を1億90万円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は、事業収益の追加並びに事業費用の減額及び建設改良費の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次に、別冊の北広島町豊平病院事業会計補正予算書をお願いします。議案第49号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入及び収益的支出において、既決の予定額からそれぞれ497万7000円を減額し、予算の総額を4億872万9000円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医療機器整備委託料の減額によるものです。以上、各会計の詳細については、各担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、まず、議案第39号、北広島町一般会計補正予算第6号につきまして、財政課のほうからご説明を申し上げます。事前に予算書と一緒に配付をしております1枚物の資料になります。平成28年度3月補正予算の概要及び主要施策のほうをご覧ください。見開きの左のページをお願いいたします。今回の補正におきましては、編成上のポイントといたしまして、国の第2次補正予算に対応しました地方創生拠点整備交付金事業の追加及び事業精査に伴う決算見込みによる予算調整などを行っており、その結果、一般会計の補正額は7000万円の増額補正で、補正後の予算総額は161億9000万円となっております。また、下段にかけましては、一般会計、特別会計におけます当初予算から補正の状況を含んだ累計額などを掲載してございます。見開きの右のページには、主要施策等一覧表を掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。まず、地域の特性を生かした地域づくりでは、地方創生拠点整備交付金を活用した宿泊研修施設どんぐり荘改修事業3億7349万円を計上し、スポーツ交流や産直施設など多様な施設と連携しながら、宿泊型観光の一層の取り組みにより、地域経済の活性化や地域住民の活力の増加を目指してまいります。また、芸北オークガーデン重油ボイラー更新事業592万円の追加、町道及び国県道除雪費保守作業委託費8620万円を増額

計上し、総額では4億6561万円を、産業・経済の活性化では、林業再生事業間伐補助金の増額2284万円、企業立地奨励金720万円を増額計上し、総額では3004万円を、高齢者・障害者などにやさしいまちづくりでは、自立支援扶助費の増額1560万円を、また、生活保護扶助費の増額900万円を、総額で2460万円を。若者・子育て世代に魅力的なまちづくりでは、人件費に係る私立保育所運営委託料900万円、豊平学園グラウンド陥没の修繕工事費の追加432万円、総額で1332万円を、その他、補正減の大きなものとしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金、芸北広域農道整備事業負担金、林業再生事業路網整備補助金、道路新設改良事業費をはじめ事業ごとに精査を行い、決算見込みによりまず補正予算を編成しております。次に、補正予算書の第2表をお願いをいたします。議案ページから3枚目の裏面になります。繰越明許費の補正でございます。総務費から災害復旧費までの追加事業18事業におきまして、限度額5億8836万1000円、変更1件4億3988万9000円を地方自治法第213条の規定により、平成29年度へ繰り越しするものでございます。予算書の次のページをお願いをいたします。第3表に債務負担行為の補正を計上しており、追加としまして、南方屋内運動場の指定管理料につきまして、期間を平成29年度から平成33年度の5年間で、限度額180万円でございます。同じく次のページをお願いをいたします。第4表に地方債の補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額で19億6215万8000円とし、今回1億2990万円を増額するものでございます。以上で、財政課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第40号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきまして町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款保険給付費の1項1目一般被保険者療養給付費ですが、給付実績等により、決算見込み額により7000万円増額し、12億4200万円とするものです。次に、5ページ、6ページをお願いいたします。7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金ですが、29万3000円減額し、4705万5000円とし、2目保険財政共同安定化事業拠出金については5275万2000円減額し、4億5283万6000円とするものです。これらは今年度の拠出金が決定されたことにより、補正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。11款1項5目国庫支出金等補償金ですが、970万8000円増額し、970万9000円とするものです。これは国から示されました27年度療養給付費等国庫負担金の返還金でございます。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款国民健康保険税の1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、1538万1000円増額し、3億8001万7000円とし、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては1511万1000円減額し、1816万5000円とするものです。これは、いずれも今年度の調定額による補正でございます。次のページをお願いいたします。3款国庫支出金の1項1目療養給付費等負担金ですが、変更交付申請に基づきまして4304万6000円増額し、3億3446万8000円とし、2目高額医療費共同事業負担金、これは国庫負担分が確定したことにより7万3000円減額し、1176万4000円とするものです。次に、3款2項1目財政調整基金の2節特別調整交付金ですが、110万円減額し、1億1891万5000円とするものです。減額の内訳ですが、95万円を新設の7目システム開発費等補助金に振り替え、15万円は保健事業の実績による減額でございます。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金についてですが、1385万1000円減額し、1億703万7000円とするものです。これは退職被保険者等療養給付費等の実績によるものです。次に、6款県支出金の1項1目高額医療費共同事業負担金については、県負担分が確定したことにより7万3000円減額し、1176万4000円とするものです。次のページをお願いします。7款共同事業交付金の1項1目高額医療費共同事業交付金ですが、2474万1000円増額し、4841万5000円とし、2目保険財政共同安定化事業交付金については、5374万3000円減額し、4億5184万5000円とするものです。これは交付額の確定により補正するものです。次に、9款1項1目一般会計繰入金についてですが、1節保険基金安定繰入金を271万8000円、3節職員給与費等繰入金を80万円、合わせまして351万8000円減額し、1億6061万6000円とするものです。9款2項1目財政調整基金繰入金につきましては2935万1000円増額し、3588万2000円とするものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第41号、下水道事業特別会計補正予算第3号について上下水道課からご説明いたします。補正予算書、歳出事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。まず、歳出2款1項1目下水道新設費は、事業費精査による人件費の減及び工事費の減で、合計780万円の減額、2款1項2目下水道管理費は、電気料や委託費支出が当初見積もりを下回ったことなどにより1031万5000円の減額、3款1項1目地方債償還元金を7万9000円減額及び次のページ、利子でございますけれども、こちらは41万4000円減額、予備費を139万2000円調整減額し、歳出合計2000万円の減額となります。また、それに対する歳入でございますけれども、2枚ほどお戻りをください。1ページから4ページでございます。事業精査をし、決算見込みにより受益者負担金を300万円の増額、公共下水道事業国庫補助金を100万円の減額、一般会計繰入金を2690万9000円減額、雑入、これは県道下石八重線改良工事に伴うマンホールポンプ移転補償費でございますが、490万9000円増額し、歳入合計で、歳出と同額の2000万円の減額となります。予算総額は、補正前の7億2000万円から7億円となるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、議案第42号、農業集落排水事業特別会計補正予算第4号について説明をします。歳出補正予算、事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。歳出1款1項1目一般管理費は、職員手当25万円の減、2款1項1目農業集落排水新設費を事業精査し、工事費の減などにより234万5000円減額し、農業集落排水管理費は委託費支出が当初見積もりを下回ったことなどにより260万2000円減額、次に、3款1項1目公債費の地方債償還元金を4万円減額及び次のページの利子を20万8000円減額、予備費を53万7000円減額をし、歳出合計600万円減額するものでございます。また、それに対する歳入でございますが、2枚戻っていただきます。一般会計繰入金の歳出の補正減と同額600万円減額し、補正前の予算総額3億7300万円から3億6700万円とするものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第43号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号について保健課からご説明申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の1、2ページをお願いします。1款3項介護認定審査会費は、審査会委員報酬、認定調査委託料、

合わせて111万円の減額でございます。審査会の委員の欠席により委員報酬の減額、居宅介護支援事業所に委託しております認定調査の件数が少なかったためでございます。1款5項1目計画策定委員会費は、第7期の介護保険計画策定の基礎データとなる日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の委託料が入札の結果、予算書の見積もりよりも少なかったため、63万8000円の減額でございます。2款保険給付費でございます。1項介護サービス諸費でございますが、1目の居宅介護サービス給付費は3800万円の減、次のページの施設介護サービス給付費は2600万円増額、地域密着型介護サービス給付費は1200万円増額でございます。これは年間の総額を見込み、補正するものでございます。同じく3、4ページの2款2項1目高額介護サービス費でございますが、206万3000円の増額です。これは件数及び1人当たりのサービス利用単価が伸びてきているためと思われまます。4項1目の介護予防サービス給付費は200万円減額し、次のページの2目の地域密着型介護予防サービス給付費200万円の増額でございます。要支援の方も地域密着型のサービス利用が増えております。同じく5ページ、6ページでございます。4款地域支援事業費のうち1項介護予防生活支援サービス事業費の1目介護予防生活支援サービス事業費を555万9000円減額でございます。これは第1号通所事業の通所型サービスC事業の1つとして、要支援の方、総合事業対象者の方のマシントレーニングを年度当初計画しておりました。しかし、第1号通所事業のすきっと元気塾、きんきんきらきら教室、一般介護予防教室のでかけようや元気づくり推進事業との事業調整を行い、検討した結果、事業を実施しなかったためでございます。あわせて、第1号生活支援事業でございますが、この事業は、高齢者の方に配食業者が弁当を配達する際に見守り支援を行うものでございます。当初の計画より要支援、総合事業対象者の方の利用が少なかったための減額でございます。2目の介護予防ケアマネジメント事業費は106万3000円の減額でございます。地域包括支援センターの非常勤職員の看護師の賃金が当初見込みより減ったための減額でございます。次のページにありますように、1項の介護予防生活支援サービス事業費の補正額は662万2000円の減額でございます。次に、7ページの4款2項一般介護予防事業費は、支出見込み額を算出し、29万2000円の減額でございます。3項の包括的支援事業、任意事業についてでございます。5目の任意事業費の地域自立生活支援等事業は、要介護1から5の方の見守り配食の支援事業が当初予定より利用者が少なかったための減額でございます。7目の生活支援体制整備事業は、各保健センターの臨時保健師が兼ねております生活支援コーディネーターの賃金が当初見込みより減ったための減額で、次のページの8目の認知症総合支援事業につきましては、認知症初期集中支援チーム検討委員会の委員調整により委員報償費の減額でございます。3項の包括的支援事業、任意事業の補正額は246万5000円の減額となります。次に、歳入をお願いいたします。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款の介護保険料は、特別徴収保険料を206万3000円増額し、地域支援事業分の保険料を206万3000円減額するものでございます。3款国庫支出金、2項1目調整交付金は、総合事業分で328万1000円増額、地域支援事業交付金は597万5000円の減額で、補正額269万4000円となります。歳出の地域支援事業費の減額に伴う歳入の調整でございます。次の4款支払基金交付金及び次のページの5款県支出金、7款繰入金についても歳出の地域支援事業費の減額に伴う歳入の減額でございます。第1表の歳入歳出予算補正をお願いいたします。介護保険特別会計につきましては、歳入歳出とも900万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億1500万円とするものでございます。介護

保険特別会計の補正についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第44号、簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、上下水道課からご説明いたします。歳入、事項別明細書1ページから4ページでございます。歳出、2款1項1目簡易水道新設費を工事費減などの決算見込みにより161万3000円減額、次に、2款1項2目簡易水道管理費を237万5000円減額するものです。これは事業精査し、決算見込みにより委託料、使用料及び賃借料、工事請負費を減額するものでございます。次に、3款1項1目公債費の地方債償還金元金を7万2000円減額及び利子を10万7000円減額し、次のページの予備費を83万3000円減額をし、合計しまして、500万円の減額となります。また、それに対する歳入でございますが、2枚戻っていただきまして、歳入、事項別明細書1ページ、2ページをご覧ください。決算見込みにより水道使用料を480万円減額、一般会計繰入金を115万9000円の減額、5款2項1目の簡易水道事業財政調整基金繰入金の費目を新設し、95万9000円を見込みます。歳入合計で、歳出と同額の500万円減額し、補正前の予算総額4億1300万円から4億800万円となります。なお、簡易水道会計は、来る3月31日をもって閉鎖、打ち切り決算となり、全ての債権債務及び資産は、北広島町水道事業会計に承継をされます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第45号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号の説明を保健課からさせていただきます。事項別明細の歳出の1、2ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費は、補正額65万1000円の減額でございます。年間の総額を見込み算出した結果、賃金、手数料、委託料等をそれぞれ減額しております。八幡診療所の19節の負担金は、広島県医師派遣負担金を70万7000円増額しております。これは県派遣医師の給与増額によるものでございます。3目の歯科保健センター芸北管理費でございます。歯科保健事業の年間事業総額を見込み、10万円の減額補正でございます。次の3、4ページをお願いいたします。2款医業費、1目医療用機器器具費でございます。芸北歯科診療所の電子カルテシステムの賃借料19万円の減額でございます。これは入札の結果、当初見込みより賃借料が少なかったためでございます。12節の診療所検体検査費は、支出見込み額を算出し、10万円の減額でございます。事項別明細の歳入のページ、1、2ページをお願いいたします。1款診療収入、1項外来収入でございます。国保の方、社保の方の外来患者数の減少に伴って、国保診療報酬、社会保険診療報酬、一部負担金収入、これは医療保険を使って受診した場合の自己負担金の減額でございます。その他診療収入は、予防接種とか健診などでございますが、36万8000円の増額、後期高齢者医療収入は488万4000円の増額でございます。2項のその他診療収入につきましては、収入予定額からの減額でございます。2目の介護保険事業収入につきましては、診療所から他の医療機関へ入院紹介した際、あと在宅復帰が難しくなっている方が多くなっていること、また、ひとり暮らしや老々介護などにより施設に入所される方、短期入所される方、また小規模多機能ホームを利用される方もあることなどから、在宅での介護保険事業の訪問看護の利用が少なくなっていることが原因と思われまふ。次の3、4ページをお願いいたします。3款繰入金、1項の他会計繰入金の1目の一般会計繰入金は、歳入と歳出の差額分の51万3000円補正減、国保繰入金は、へき地直営診療

所運営費に係る特別調整交付金及び歯科保健センターによる健康管理事業を平成28年度の収入及び支出見込み額を算出し、15万円の減額でございます。8款の寄附金でございます。これは、山県加計ライオンズクラブ様から、地域医療のための活用にと診療所への寄附金でございます。第1表でございますように、診療所特別会計の歳入歳出予算補正でございますが、歳入補正額、歳出補正額とも110万円の減額で、総額を歳入歳出それぞれ1億9060万円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第46号、情報基盤整備特別会計補正予算第4号について総務課から説明させていただきます。仕切りから1枚めくっていただいて、第1表をご覧ください。歳入歳出ともに180万円の減額となります。合計で6億920万円、いずれも事業精査、決算見込みによる補正でございます。第2表をご覧ください。債務負担行為補正でございます。情報基盤通信施設指定管理料、平成29年度から平成33年度、4億7844万円となっております。2枚めくっていただいて、歳入の事項別明細でございますが、主なものといたしまして、工事分担金、これは増の補正を上げております。新設の工事分担金及び再開工事分担金等が増加したのによります。それから、その下の表の使用料でございますが、950万円の増額となっております。それに合わせまして、一般会計繰入金からは1297万6000円の減額をいたしております。めくっていただいて、歳出の事項別明細をご覧ください。1ページ、2ページでございます。主なものでございますが、2款、下の表です。施設管理費、役務費でございます。598万3000円の増額となっております。これは通信運搬費が566万1000円、その他増額となっております。その他につきましては、事業精査による減額となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第47号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号につきまして、町民課よりご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金の1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、436万3000円減額し、2億7074万4000円とするものです。これは保険料の増及び保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款保険料の1項1目特別徴収保険料、1節現年度分を875万8000円増額し、1億2438万2000円とするものでございます。次に、3款繰入金の1項1目事務費繰入金を23万7000円減額し、1364万1000円とし、2目保険基盤安定繰入金を1312万1000円減額し、8903万2000円とするものです。歳入歳出の数値につきましては、全て後期高齢者医療広域連合からの数値に基づいて増額、減額の補正を行っております。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第48号、北広島町水道事業会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明をいたします。別冊になります。水道事業会計補正予算書説明書の8ページをご覧ください。収益的収入及び支出の部でございます。9ページが資本的収入及び支出の部でございます。まず、8ページの収益的収入及び支出の収入です。水道料金を1200万円の増額とします。営業外収益の分担金を350万円減額、当初は還付を予定しておりました消

費税及び地方消費税でございますけれども、納税をする見込みとなったために261万9000円減額とし、ゼロ円とします。以上、収益的収入の補正は588万1000円の増額となります。また、収益的収入及び支出の支出の部です。原水及び浄水費を事業精査し、決算見込みにより800万円減額します。修繕費と動力費をそれぞれ400万円ずつ減額、次に配水及び給水費を250万円減額します。これは修繕費200万円減額、路面復旧費を50万円減額するものです。次に総係費468万4000円減額でございます。これは人件費関係の減でございます。次に、営業外費用の企業債償還金利息を決算見込みにより6万7000円減額、消費税及び地方消費税をゼロ円から100万円増額します。当初は還付を見込んでおりましたが、支払う側にお金を増額するというところでございます。支出合計は1425万1000円の減額でございます。続きまして、9ページでございます。資本的収入の企業債を4410万円減額します。この減額ですけれども、これは下の支出の項で、建設改良費を減額をしておりますが、それに対応する減額でございます。資本的支出でございますけれども、事業精査し、決算見込みにより、水道施設新設改良費の委託料を920万円、工事請負費を3310万円減額します。補正合計は4230万円の減額でございます。続いて1ページにお戻りください。第2条は、先ほど8ページに説明しましたものをまとめたものとなっております。第3条は、9ページをまとめたものとなっております。第4条は、債務負担行為の補正でございます。平成29年2月議会におきまして、平成29年度当初予算を説明をさせていただいた内容を記載しております。期間は平成29年度から30年度で、工事費の限度額は21億2600万、工事管理費限度額は2664万円でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第49号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号について、保健課からご説明申し上げます。豊平病院事業の補正予算書をお願いいたします。予算に関する説明書、一番最後のページでございます。3ページをお願いいたします。収益的収入、1款の病院事業収益、2目の他会計補助金、一般会計からの繰り入れでございます。497万7000円減額し、収益的支出の1款病院事業費用の1目の経費を497万7000円減額するものでございます。これはMRI及びその他の医療機器整備につきまして、当初は7月からのリース料9カ月分を見込んでおりましたが、MRIの設置工事などもありまして、1月からのリース料の支払いとなりました。そのため医療機器整備委託料の減額に伴う減額補正でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上11件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 同意第2号 副町長の選任の同意について

○議長（伊藤久幸） 日程第38、同意第2号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。本件についての提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案集の96ページをお願いいたします。同意第2号、副町長の選任の

同意について説明します。本案は、副町長の退職に伴い、次の方を副町長に選任したいので、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町石井谷1111番地、中原 健さんです。就任については、4月1日からということで、同意をよろしく願いいたします。

- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、質疑、討論は省略し、これより採決します。お諮りします。副町長の選任同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、同意第2号、副町長の選任同意については、同意することに決定いたしました。ここで副町長の選任同意を受けられました中原さんに挨拶をお願いしたいと思います。
- （中原 健） 選任にご同意いただきました中原でございます。私は、行政を離れて2年間ほどブランクがございます。この間に、法令、条例、規則等新規なり改正なりなされております。また、施策の推進方法等につきましても、新しい方策がなされておるものと思っております。早期にこれらの現状把握を行い、町長公約をはじめ長期総合計画の実施など取り組みを一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。議員の皆様をはじめ町民の皆様からのご支援、ご協力をいただき、安心、安全で、住んでいてよかったと言っていただけの北広島町になるよう、全力で職務を全うしてまいり所存でございます。最後になりましたが、皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 同意第3号 監査委員の選任の同意について

- 議長（伊藤久幸） 日程第39、同意第3号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、森脇議員の退席を求めます。（森脇議員、退席）
- 議長（伊藤久幸） 本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集98ページをご覧ください。同意第3号、監査委員の選任の同意について説明します。本年3月12日をもって議員のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い、監査委員に森脇誠悟さんを選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。以上、ご同意をよろしく申し上げます。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、質疑、討論は省略し、これより採決します。お諮りします。監査委員の選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、同意第3号、監査委員の選任の同意については同意することに決定いたしました。森脇議員の入場を求めます。（森脇議員、入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 同意第4号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（伊藤久幸） 日程第40、同意第4号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集100ページをご覧ください。同意第4号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。教育委員会委員の本年3月末の任期満了に伴い、次の方を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。広島県山県郡北広島町石井谷1271番地、益田英樹さんです。以上、ご同意をよろしく申し上げます。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、質疑、討論を省略し、これより採決します。お諮りします。北広島町教育委員会委員の任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、同意第4号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会します。次の本会議は、3月23日午前10時から審議、採決の予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 16時 04分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~